東北地方防災エキスパート (港湾・空港) 登録規約

第1目的

この登録規約は、「東北地方防災エキスパート(港湾・空港)制度要綱」(平成20年2月14日施行)(以下「要綱」という。)の第3項の規定に基づき、東北地方防災エキスパート(港湾・空港)(以下これを「防災エキスパート」という。)について、登録に関しての必要な事項を定める。

第2 防災エキスパート事務局

- (1) 防災エキスパート事務局(以下これを「事務局」という)は、港湾空港部に設置する本部と各港湾(・空港整備)事務所に設置する支部とで構成する。
- (2) 防災エキスパートの登録業務は事務局本部で行う。
- (3) 事務局本部は、東北地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課内に置く。

第3 防災エキスパートの登録及び抹消

- (1) 防災エキスパートの要件を満たした者で防災エキスパートに登録しようとする者は、「東北地方防災エキスパート(港湾・空港)登録申請書」(様式-1)に必要事項を記入のうえ事務局支部に申請する。また、自己の都合により登録内容を変更する場合は「東北地方防災エキスパート(港湾・空港)登録変更申請書」(別紙-4) により申請する。
- (2) 事務局支部は登録申請を受理した者に、「東北地方防災エキスパート(港湾・空港) 登録通知証(別紙-2)及び「東北地方防災エキスパート(港湾・空港)登録証明証」 (様式-3)を交付する。
- (3) 事務局支部は、防災エキスパートに登録した方について、防災エキスパートの要件に照らし、活動が困難又は不適当と判断される事由が判明した場合は、速やかにその 登録を抹消し、可能な限りその旨を本人に通知する。

第4 その他

その他この規約の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成16年5月13日から施行する。

附則

この規約は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月 8日から施行する。